

○国立大学法人東北大学情報公開取扱要項

平成13年2月20日

総長裁定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東北大学における情報公開の取扱いについては、法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、総長・プロボスト室、各研究科、各附置研究所、附属図書館、同各分館、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等、組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、本部事務機構の部及び監査室をいう。

2 この要項において「部局長」とは、部局長をいう。

(開示請求の手続)

第3条 法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は、別記様式第1号による開示請求書を本学に提出しなければならない。

(開示請求に対する措置)

第4条 本学は、前条の開示の請求があったときは、30日以内（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、算入しない。）に当該文書の全部若しくは一部の開示又は不開示（以下「開示等」という。）を決定するものとする。

2 本学は、法第10条第2項の規定により30日以内に限り開示等の決定を延長する場合は、別記様式第2号により開示請求者に通知するものとする。

3 本学は、法第11条の規定により開示等の決定の期間を延長する場合は、別記様式第3号により開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第5条 本学は、法第12条第1項及び法第13条第1項の規定により開示の請求に係る事案を他の独立行政法人等又は行政機関に移送するときは、別記様式第4号により開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する通知)

第6条 本学は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者に対し意見書の提出を求めるときは、別記様式第5号により当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(開示等の決定の通知)

第7条 本学は、法人文書の開示等の決定をしたときは、その全部を開示する場合は別記様式第6号により、一部を開示する場合は別記様式第7号により、不開示とする場合は別記様式第8号により、それぞれ、開示請求者に通知するものとする。

2 本学は、第三者から開示に反対の意思を表示した意見書が提出された事案についてその全部又

は一部を開示する決定をしたときは、別記様式第9号により当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(開示等の審査)

第8条 本学は、開示の請求があつたときは、当該法人文書を管理する部局の部局長に開示等についての意見を求めるものとする。

2 本学は、法人文書のうち、入学試験、環境保全、放射性物質、遺伝子組換え実験及び動物実験に関するものについては、それぞれ、東北大学入学試験審議会、国立大学法人東北大学環境・安全委員会環境マネジメント専門委員会、国立大学法人東北大学環境・安全委員会原子科学安全専門委員会、国立大学法人東北大学環境・安全委員会遺伝子組換え実験安全専門委員会及び国立大学法人東北大学環境・安全委員会動物実験専門委員会（以下「関係委員会」という。）に当該法人文書の開示等についての意見を求めるものとする。

第9条 本学は、開示等の決定に当たって、前条の規定による部局長又は関係委員会の意見が一部の開示若しくは不開示である場合又は第三者から開示に反対の意思を表示した意見書が提出された場合は、国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

(審査基準)

第10条 法人文書の開示等の審査基準は、別に定める。

(開示実施の申出)

第11条 法人文書の全部又は一部の開示の決定により法人文書の開示を受ける者は、別記様式第10号により開示の実施方法等を本学に申し出なければならない。

2 法第15条第5項の規定により最初に開示を受けた日以後に更に開示を受ける場合は、別記様式第11号により更なる開示を本学に申し出なければならない。

(開示の実施)

第12条 本学は、前条の申出に基づき法人文書の開示を実施する場合は、別に定める開示の実施方法により行うものとする。

2 法人文書の開示の実施は、情報公開室において行うものとする。ただし、情報公開室で開示を実施することに困難な事情がある場合は、当該法人文書を管理する部局において実施することができる。

3 前項の規定にかかわらず、開示を受ける者が法人文書の写しの送付の方法による開示の実施を求める場合は、当該法人文書の写しの送付の方法により開示を実施することができる。

(開示実施手数料等の徴収)

第13条 第3条に規定する開示請求書の受付に際しては、別に定める開示請求手数料を徴収する。

2 法人文書の開示を実施する場合は、開示を受ける者から、別に定める開示実施手数料を徴収する。

3 前条第3項の法人文書の写しの送付の方法による開示の場合は、前項の開示実施手数料のほか、送付料を徴収する。

(開示実施手数料の減額等)

第14条 別に定める開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式第12号により開示実施手数料の減額又は免除を本学に申請しなければならない。

2 本学は、前項の申請があったときは、審査委員会に諮り、開示実施手数料を減額し、又は免除することがある。

3 本学は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別記様式第13号により開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

(審査請求に対する措置)

第15条 本学は、法人文書の一部の開示又は不開示の決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があった場合は、国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 本学は、法第19条第1項の規定により総務省に置かれる情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問するときは、別記様式第14号により法第19条第2項各号に掲げる者に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会の答申を受けたときは、本学は、当該答申について委員会に諮り、審査請求に係る裁決を行い、別記様式第15号により審査請求をした者（審査請求をした者が開示請求者以外の者であるときは、審査請求をした者及び開示請求者）及び参加人に対し、その旨を通知するものとする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、情報公開の取扱いに関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成13年10月15日改正）

この要項は、平成13年10月15日から実施する。

附 則（平成14年4月1日改正）

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年10月1日改正）

この要項は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16年10月1日改正）

この要項は、平成16年10月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日改正）

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成17年6月30日改正）

この要項は、平成17年7月1日から実施する。

附 則（平成19年4月1日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日改正)

この要項は、平成19年6月27日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年5月21日から適用する。

附 則 (平成20年1月9日改正)

この要項は、平成20年1月9日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月22日改正)

この要項は、平成20年4月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年9月29日改正)

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月14日改正)

この要項は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年12月8日改正)

この要項は、平成21年12月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月13日改正)

この要項は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月13日改正)

この要項は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月1日改正)

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月11日改正)

この要項は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月8日改正)

この要項は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は平成24年2月1日から、改正後の第8条第2項の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年10月23日改正)

この要項は、平成24年10月23日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月23日改正)

この要項は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月22日改正)

この要項は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年7月8日改正)

この要項は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月22日改正)

この要項は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月28日改正)

この要項は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月26日改正)

この要項は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月28日から適用する。

附 則 (平成28年3月22日改正)

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日改正)

この要項は、平成28年4月26日から施行し、〔中略〕平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月13日改正)

この要項は、平成28年12月13日から施行し、第1条の規定による改正後の国立大学法人東北大学感謝状贈呈要項の規定、第2条の規定による改正後の国立大学法人東北大学情報公開取扱要項の規定、第3条の規定による改正後の国立大学法人東北大学個人情報開示等取扱要項の規定、第4条の規定による改正後の国立大学法人東北大学寄附金事務取扱要項の規定、第5条の規定による改正後の国立大学法人東北大学事業化推進事業型共同研究取扱要項の規定及び第6条の規定による改正後の国立大学法人東北大学エネルギー管理に関する要項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月25日改正)

この要項は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第2条第1項、第15条第2項及び別記様式第14号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月28日改正)

この要項は、平成30年6月28日から施行し、改正後の第2条第1項の規定（「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所、学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定（「総長室」を「総長・プロボスト室」に改める部分及び「、教育情報学教育部、教育情報学研究部」を削る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月11日改正)

この要項は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年1月8日改正）

この要項は、平成31年1月8日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則（平成31年4月23日改正）

この要項は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月10日改正）

この要項は、令和元年6月10日から施行する。

別記様式第1号

法人文書開示請求書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

請求者 氏 名
住 所(〒)
連絡先電話番号

※法人等その他の団体の場合は、その名称と代表者の氏名、
事業所等の住所

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により、次のとおり法人
文書の開示を請求します。

請求する法人文書の 名称又は内容	※法人文書の名称又は知りたい事項を具体的に記入してください。
希望する開示の実施 方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()
希望する開示年月日 等	<input type="checkbox"/> 大学において開示の実施を求める。 年 月 日() 時 分 年 月 日() 時 分 <input type="checkbox"/> 写しの送付により開示の実施を求める。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日	決定期限	年 月 日
審査付託 及び回答	部局	年 月 日	年 月 日
	関係委員会	年 月 日	年 月 日
	情報公開審査委員会	年 月 日	年 月 日
開示する 法人文書 の名称又 は内容			
開示請求 手数料	300円 × 件	円	

別記様式第2号

法人文書開示決定延長通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊟

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定の期限を延長しましたので通知します。

法人文書の名称 又は内容	
決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
決定延長の理由	

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第3号

法人文書開示決定特例延長通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定の期限を延長しましたので通知します。

法人文書の名称 又は内容	
決定期限	年 月 日
相当部分を除いた 決定期限を延長す る残りの部分	
残りの部分の決定 を延長する期間	日間
残りの部分の延長 後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第4号

法人文書開示請求に係る事案の
移送通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊤

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項及び法律第13条第1項の規定により、次のとおり行政機関及び他の独立行政法人等に事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称 又は内容		
事案の移送先の 名称	行政機関・ 独立行政法人 等の名称	
	担当部署	住所(〒)
事案を移送した 理由		

※不明な点がある場合は、東北大学情報公開室(TEL:022-217-4848)にご連絡ください。

別記様式第5号

法人文書開示請求に係る第三者
情報に関する通知

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊟

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、情報公開法に基づき開示の請求がありましたのでお知らせします。

ついては、この情報の開示、不開示等についてご意見がある場合は、書面(様式任意)によりお知らせください。

法人文書の名称又は内容	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする適用条項及び理由	
開示請求の年月日	年 月 日
開示等の決定予定年月日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	東北大学情報公開室

※不明な点がある場合は、上記の情報公開室(TEL: 022-217-4848)にご連絡ください。

なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものといたします。

法人文書開示決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊦

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	<input type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 <input type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示実施方法等申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	① 年 月 日() 時 分 ② 年 月 日() 時 分 ③ 年 月 日() 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円
備考	1 指定された日時が都合の悪いときは、東北大学情報公開室にご連絡ください。 2 開示実施手数料が必要です。なお、経済的困難な事情がある場合は、開示実施手数料の減額又は免除の制度があります。 3 開示の実施を受ける場合は、30日以内に「開示実施方法等申出書」を提出してください。ただし、開示請求書に記載した方法で開示の実施を受ける場合で、かつ、開示実施手数料が無料となる場合は、提出の必要はありません。 4 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

法人文書部分開示決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊤

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	
開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	<input type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 <input type="checkbox"/> 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 (別添の「開示実施方法等申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。)	① 年 月 日() 時 分 ② 年 月 日() 時 分 ③ 年 月 日() 時 分 場所： 住所：
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円
備考	1 指定された日時が都合の悪いときは、東北大学情報公開室にご連絡ください。 2 開示実施手数料が必要です。なお、経済的困難な事情がある場合は、開示実施手数料の減額又は免除の制度があります。 3 開示の実施を受ける場合は、30日以内に「開示実施方法等申出書」を提出してください。ただし、開示請求書に記載した方法で開示の実施を受ける場合で、かつ、開示実施手数料が無料となる場合は、提出の必要はありません。 4 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

法人文書不開示決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊟

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称 又は内容	
法人文書の開示を しない理由	<input type="checkbox"/> 情報公開法第5条第 号による。 <input type="checkbox"/> その他
備考	1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三ヶ月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。 2 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

別記様式第9号

法人文書開示請求に係る第三者
情報に関する開示決定通知

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊤

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について先にご意見をいただきましたが、当該事案については(開示・部分開示)することにいたしましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称 又は内容	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示・部分開示を決定した理由	
開示年月日	年 月 日
備考	1 この決定に不服がある場合は、法人文書の開示の日の前日までに審査請求をすることができます。 2 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

法人文書開示実施方法等申出書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

申出者 氏 名
住 所(〒)
連絡先電話番号

※法人等その他の団体の場合は、その名称と代表者の氏名、
事業所等の住所

年 月 日付けで通知のありました法人文書の(開示・部分開示)の決定に
関し、下記のとおり開示の実施を申し出ます。

<p>開示の実施方法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p><input type="checkbox"/>開示の実施方法</p> <p><input type="checkbox"/>部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

(※以下について、該当する項目の記号を○で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 大学において開示の実施を希望する。	(開示の実施希望する日) 年 月 日() 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先(上記住所を同じ時は記入不要)) 〒
エ 開示実施手数料の納入方法	<input type="checkbox"/> 開示実施日に開示実施場所で納入する。 <input type="checkbox"/> 開示実施前までに納入する。

※ 請求書に記載した方法で開示の実施を受ける場合で、かつ、開示実施手数料が無料の場合は、提出の必要はありません。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日
開示年月日	年 月 日
開示する法人文書の名称又は内容	
開示実施手数料	円 郵送料(切手) 円

別記様式第12号

法人文書開示実施手数料減額・免除申請書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学 御中

申請者 氏 名
住 所(〒)
連絡先電話番号

※法人等その他の団体の場合は、その名称と代表者の氏名、
事業所等の住所

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり、開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

減額又は免除を 求める理由	<input type="checkbox"/> 経済的理由 () <input type="checkbox"/> その他 ()
減額又は免除を 求める額	※部分を限定する場合に記入してください。
備考	1 減額又は免除の額は、2,000円が限度となります。 2 この申請書は、法人文書開示実施方法等申出書と併せて提出してください。 3 生活保護法による扶助証明、その他事実を証明する書類を提出してください。 4 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

【大学記入欄】

受付年月日	年 月 日	
情報公開審査委員会	年 月 日	
決定内容	免除 円	減額 円

法人文書開示実施手数料減額・免除決定通知書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊤

年 月 日付けで申請のありました開示実施手数料の減額・免除については、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

決定の内容	<input type="checkbox"/> 減額(円) <input type="checkbox"/> 免除(円) <input type="checkbox"/> 減額・免除はできません。
決定後の開示実施手数料	円
備考	1 全額免除以外の方は、開示実施日までに開示実施手数料を納入してください。 2 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

別記様式第14号

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ㊟

年 月 日付けで審査請求のありました事案について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により、総務省に置かれる情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

審査請求のあった 法人文書の名称又は 内容	
諮問した年月日	年 月 日 年諮問第 号
諮問の内容等 1 開示決定等の種類 2 審査請求の種類 3 諮問の理由	

*不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

審査請求に係る裁決書

令和 年 月 日

殿

国立大学法人東北大学 ⑩

年 月 日付けで審査請求のありました事案について、次のとおり裁決しましたので通知します。

主 文	
事 案 の 概 要	
審 理 関 係 人 の 主 張 の 要 旨	
裁 決 の 理 由	
備 考	この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人東北大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

*不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。